

事務連絡
令和2年5月11日

文部科学大臣所轄学校法人事務局 御中

文部科学省高等教育局
私学部私学助成課

令和2年度補正予算における私立大学等の授業料減免予算について

平素は高等教育行政に格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

令和2年4月20日付で閣議決定された「新型コロナウイルス感染緊急経済対策」を受けて、補正予算に「家計が急変した家庭の学生に対する支援」を計上し、本予算が令和2年4月30日付で成立しました。

本予算については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、家計が急変した世帯の学生の修学機会を確保するために、各大学が独自に行う授業料減免のうち、家計急変を事由とするものを実施するための経費を支援するものです。取扱いについては別添のとおりといたしますので、各私立大学等に置かれては柔軟に対応いただき、意欲のある学生が、経済的理由により修学を断念することがないように、より一層のご配慮をお願いいたします。授業料減免の実施にあたっては、各大学において関係部局間で協力しつつ、本事務連絡の趣旨を踏まえた適切な対応をお願いします。

なお、各大学への配分については、別途日本私立学校振興・共済事業団による所要額の調査を踏まえ、調整の上、配分額を決定することとしております。

(本件問合せ先)

文部科学省 高等教育局私学部

私学助成課 助成第一係

電話：03-5253-4111（代表）（内線 2028）

Fax：03-6734-3396

mail：joseil@mext.go.jp

令和2年度補正予算における私立大学等の授業料減免等予算の考え方について

○ 補正予算における授業料減免等支援の考え方

- ・ 新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的な影響で、家計が急変した世帯の学生に対して、授業料減免等（入学料減免・施設利用料減免・利子負担事業含む）の支援を行った私立大学等に対して支援を行う。
- ・ 高等教育の修学支援新制度（以下、「新制度」という。）の対象となる部分については、新制度により支援を行う。
- ・ 以下の基準を全て満たす場合に、新制度の対象部分を除き、当該予算の対象とする。

- ① 国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者を支援対象として実施する公的支援の受給証明書（対象の公的支援は緊急小口資金、厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予、国税地方税の納付猶予など、新制度の例に準ずる。）の提出があること又は、事由発生後の所得（事由発生後の所得については、事由発生後の所得を証明する書類（給与明細等）を基に合理的な方法で算出されていけばよいものとし、例えば直近一ヶ月分を1.2倍するなどにより算出。）が昨年の所得と比較し1/2以下となっていること。
- ② 家計基準は今年の所得見込み（①の後段で算出）が給与所得者の場合は841万円以下とすること（給与所得者以外は355万円以下）。
- ③ 事業に係る規程等が整備されていること。なお、規程等には経済的に修学困難な学生の授業料等減免等に係る選考基準が明記されていること。
- ④ 学内において、選考委員会等が設置されていること。
※ただし、緊急かつ、やむを得ない場合は、上記③及び④の要件を規程等に明記していない場合であっても、授業料減免事業等として決裁等の手続きにより措置したものについては、当該要件に該当するものとする。

○ 補助額

- ・ 当該事業に係る所要経費の1/2以内で10千円単位の額を増額。

○ 留意点

- ・ 本考え方は当該予算の考え方であり、各大学の実状等を踏まえた、自己財源の活用による独自の授業料減免等を妨げるものではないため、独自の取組については各大学の経営判断により、適切に対応いただきたい。
- ・ 本支援は、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づき実施されるものであり、令和2年度中における授業料減免等が対象である。

新型コロナウイルスに関する各国公私立大学等への高等教育局長からの通知(抜粋)

◆大学等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施に際して留意い

ただきたい事項等について (周知)

2 文科高第 1 2 3 号 (令和 2 年 4 月 1 7 日)

5. その他留意事項について

(1) 学生 (留学生を含む) への適切かつ十分な情報提供について (学生の修学支援に関する情報提供)

新型コロナウイルス感染症の影響等により、学生の学資を負担している者の状況が変化し、授業料、入学金、施設整備費等の学納金の納付が困難となった者等に対しては、各大学等においてそれぞれ実施している授業料等の納付猶予、免除及び減額に関する制度等も踏まえて、納付時期の猶予等の弾力的な取扱いや減免等のきめ細かな御配慮をいただくようお願いしているところですが、こうしたことについて引き続き対応いただくとともに、学生に対し、適切な情報提供をお願いします。なお、各大学等が独自に行う授業料減免のうち家計急変を事由とするものに対する支援について、令和 2 年度補正予算案に計上しています。今後、国会審議等の状況により変更の可能性があります。各大学等におかれては、このことも踏まえつつ適切な対応をお願いします。

また、高等教育の修学支援新制度及び独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学金において、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した学生については、家計急変後の所得見込みで所得判定を行い、災害時と同様の考え方で、要件を満たす世帯の学生を支援することや、家計急変に該当しない方についても、現在、4月の在学採用の申込を、5月下旬まで受け付けているところです (※4月17日時点での締め切り)。

各大学等における独自の支援策を含め、こうした学生への修学支援制度について、支援を必要とする学生や保護者に確実に情報が行き渡るよう、適切に周知をしていただくとともに、柔軟かつきめ細かな対応をいただくようお願いいたします。なお、手続き等については、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、柔軟化をしているところであり、更なる柔軟化も予定しています。これらについては、3月26日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した学生等への支援等について (周知)」や独立行政法人日本学生支援機構からの事務連絡、及び今後発出する事務連絡もご参照ください。

また、就職活動中の学生については、各大学等のウェブサイト等に就職活動に関する特設ページを開設するなど、学生が安心して修学や就職活動を続けられるように、引き続きの十分な配慮をお願いします。

こうした事項につき、困難な状況の学生に対し、引き続き、十分な情報提供とともに、きめ細かな相談への対応をお願いします。

◆令和2年度における大学等の授業の開始等について（通知）

元文科高第1259号（令和2年3月24日）

4. 授業料等の学納金に係る取扱いや学生の修学支援について

- (1) 経済的に困難な学生への授業料等の納入の猶予については、令和2年3月17日付通知でお願いしているところ、入学や新学期の開始に当たり、各大学等において、新型コロナウイルス感染症の影響等により、学生の学資を負担している者の状況が変化し、授業料、入学金、施設使用料等の学納金の納付が困難な者に対しては、各大学等においてそれぞれ実施している授業料等の納付猶予、免除及び減額に関する制度等も踏まえて、納付時期の猶予等の弾力的な取扱いや減免等のきめ細かな配慮をいただきたいこと。
- (2) 令和2年度から開始される修学支援新制度においては、新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変した場合には、現下の状況にかんがみ、「生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合」に類するものとして取り扱い、家計急変の申込を可能とするため、詳細について別途発出する事務連絡も参照の上、その旨を十分周知いただきたいこと。また、日本学生支援機構の貸与型奨学金でも、家計が急変した学生に対し、緊急採用・応急採用を随時受け付けているため、その旨を十分周知いただきたいこと。
- (3) 日本学生支援機構の奨学金に係る手続等の期限等については、別途、日本学生支援機構から各大学等にお知らせすること。

◆経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知について（通知）

元文科高第1057号（令和2年3月17日）

なお、新型コロナウイルス感染症の状況が懸念される場所ですが、各大学等における保護者・学生等への周知に当たっては、支援を必要とする保護者・学生等に情報が行き渡るよう、積極的な情報提供いただくようお願いいたします。また、奨学金の手続き等についても、柔軟な対応を検討しており、状況を注視した上で、別途お知らせすることを申し添えます。

- 3 入学料等初年度納付金や授業料等の納付が困難な学生等に対しては、納付時期の猶予等の弾力的な取扱いを図る等のきめ細かな配慮をお願いします。また、入学時に一時的にかさむ費用の支出が困難な学生等に対しては、独立行政法人日本学生支援機構の入学時特別増額貸与奨学金（有利子による一時金）や生活福祉資金貸付制度（都道府県社会福祉協議会）等の活用について周知をお願いします。
- 4 家計が急変した学生等には、貸与型奨学金の緊急採用奨学金（無利子）及び応急採用奨学金（有利子）の申込みを随時受け付けています。また、高等教育の修学支援新制度においても、予期できない事由により家計が急変し、緊急に支援の必要がある場合は、申込みを受け付ける予定としています。